

平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、介護高齢課では、これと併せて群馬県版を作成しました。その概要は次のとおりです。（詳細は「別紙」参照）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（市町村、県における対応状況等）

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
市町村が受理	9	6	1	4
県が受理	2	1	2	0
合計	11	7	3	4

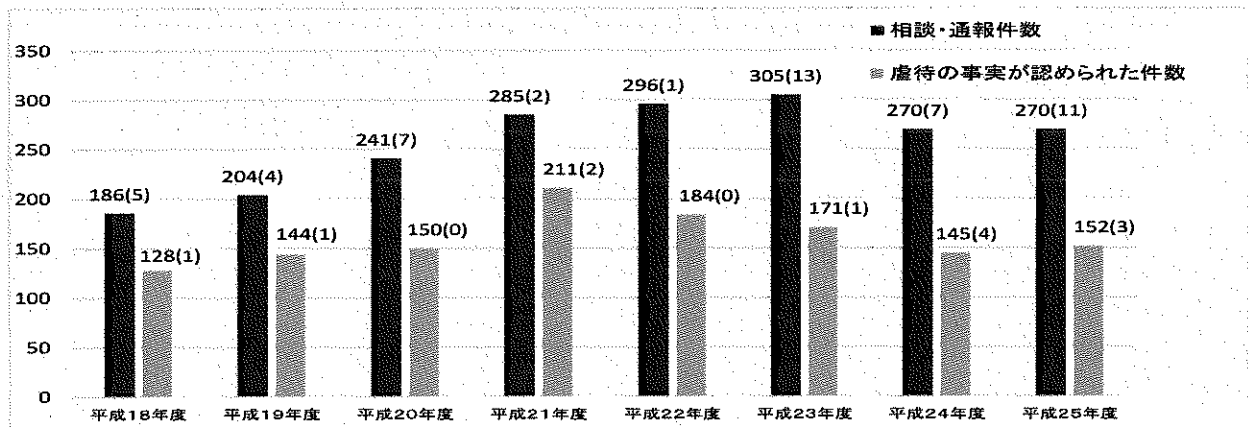
※ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況については、法第25条の規定に基づき、県ホームページを通じ公表します。「別紙」表3

2 養護者による高齢者虐待（市町村における対応状況等）

- (1) 相談・通報対応件数は259件でした。(H24 263件 4件減少)「別紙」表4
- (2) 事実確認の結果、虐待の事実が認められた事例は149件（被虐待高齢者数は152人）でした。
(H24 141件（被虐待高齢者数148人） 8件増加)「別紙」表7
- (3) 虐待の種別・類型
「身体的虐待」75.0%(H24 71.6%)、「心理的虐待」46.1%(H24 39.9%)、「介護等放棄」25.0%(H24 23.0%)、「経済的虐待」23.0%(H24 28.4%)等となっています。「別紙」表9
- (4) 虐待者との関係
「息子」50.3%(H24 49.4%)、「夫」20.0%(H24 16.7%)、「娘」13.9%(H24 12.5%)等となっています。「別紙」表18

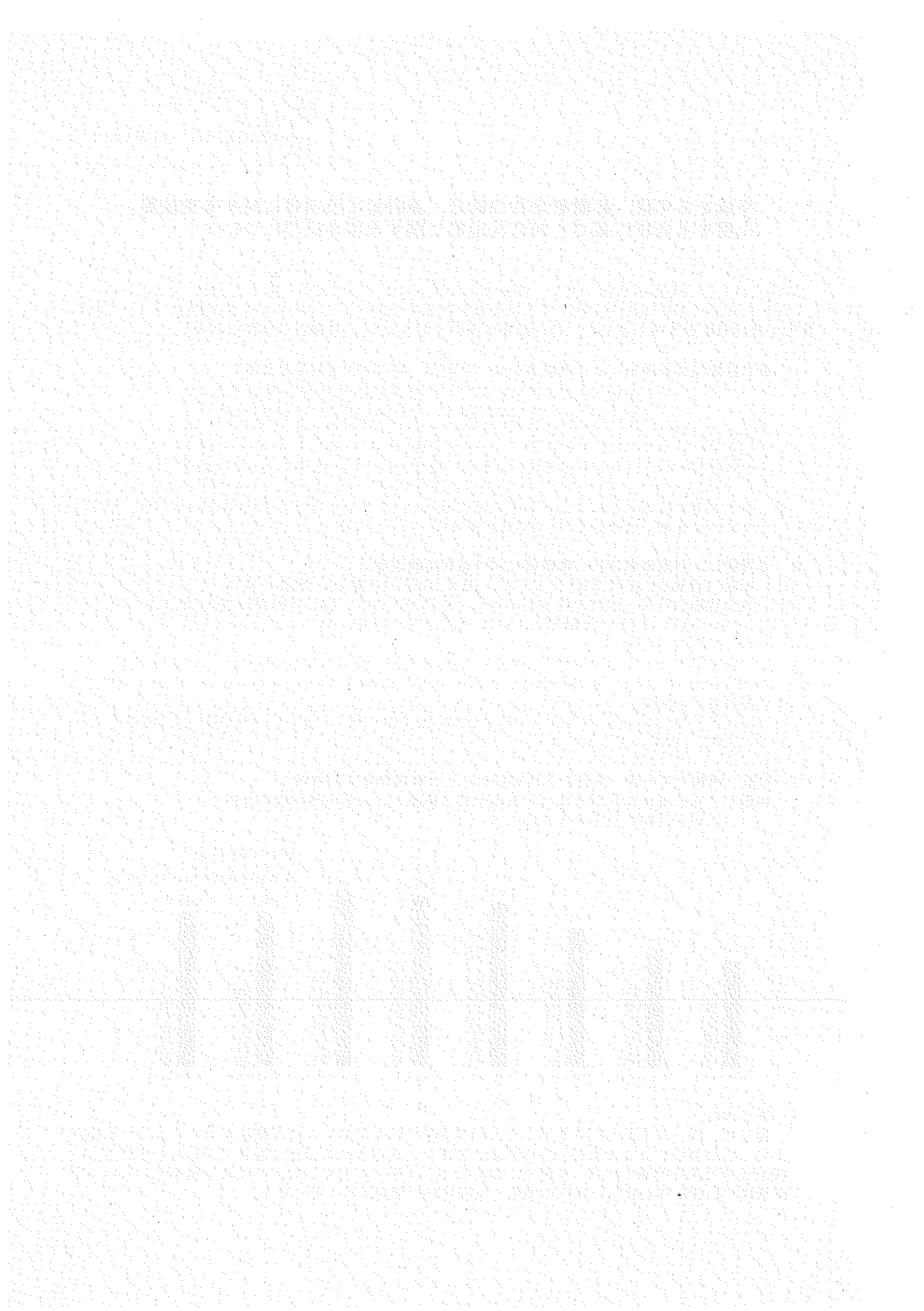
3 相談・通報対応件数、虐待の事実が認められた件数の年度別推移

件数は、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待件数の合計
()は養介護施設従事者等再掲



4 県の対応

県では、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門職の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を積極的に行い、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めています。



別紙

平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

平成25年度群馬県内における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要は以下のとおりであった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報対応件数（表1）

県内35市町村及び県で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、11件であった。平成24年度は7件であった。

表1 相談・通報件数

	25年度	24年度	増減
市町村が受理	9	6	3
県が受理	2	1	1
合計	11	7	4

(2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」4人、「当該施設元職員」3人、「都道府県から連絡」「当該施設職員」2人、「本人による届け出」「警察」「その他」「不明」1人であった。

表2 相談・通報者（複数回答）

	本人による届け出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関従事者（医師含）	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	県から連絡	警察	その他	不明	合計
人数	1	4	2	3	0	1	0	2	1	1	1	16
%	6.3	25.0	12.5	18.8	0.0	6.3	0.0	12.5	6.3	6.3	6.3	100.0

（注1） 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数11件と一致しない。

(3) 事実確認・虐待の状況(表3)

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は3件であった。

なお、「虐待に該当する身体拘束」は0件、「被虐待者の死亡事例」は0件であった。

虐待の発生要因については、「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」「特定できない」であった。

表3 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

○ 虐待の状況	事例1	事例2
・被虐待者の性別	女性	男性
・被虐待者の年齢階級	85～89歳	不明
・被虐待者の要介護度	不明	不明
・虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	介護老人保健施設	有料老人ホーム
・虐待を行った従事者の職種	介護職	その他
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善指導

○ 虐待の状況	事例3
・被虐待者の性別	女性
・被虐待者の年齢階級	90～94歳
・被虐待者の要介護度	不明
・虐待の種別	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	有料老人ホーム
・虐待を行った従事者の職種	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導

※養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合は、法第25条の規定に基づき、県HPを通じて公表する。

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等(市町村における対応状況等)

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数(表4)

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、259件であった。平成24年度は263件であり、4件(△1.5%)減少した。

表4 相談・通報件数

	25年度	24年度	増減(%)
件数	259	263	△4(△1.5%)

(2) 相談・通報者 (表5)

「介護支援専門員」が20.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が17.1%、「警察」が16.8%であった。

表5 相談・通報者 (複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名含む)	合計
人数	62	26	22	15	14	16	52	2	21	51	22	1	304
%	20.4	8.6	7.2	4.9	4.6	5.3	17.1	0.7	6.9	16.8	7.2	0.3	100.0

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数259件と一致しない。

(3) 事実確認の状況 (表6)

「事実確認調査を行った」が97.4%、「事実確認調査を行っていない」が2.6%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0.4%であり、「訪問調査を行った事例」が76.9%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が20.1%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が1.5%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が1.1%である。

表6 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	261	97.4
立入調査以外の方法により調査を行った事例	260	(97.0)
訪問調査を行った事例	206	[76.9]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	54	[20.1]
立入調査により調査を行った事例	1	(0.4)
警察が同行した事例	1	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	7	2.6
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	(1.5)
相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	3	(1.1)
合計	268	100.0

(注) 事実確認の実施には、平成24年度の相談・通報事例のうち、平成25年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成25年度の相談・通報件数と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果 (表7)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は149件であった。平成24年度は、141件であり、8件(5.4%)増加した。

表7 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	149	57.1
虐待ではないと判断した事例	59	22.6
虐待の判断に至らなかった事例	53	20.3
合計	261	100.0

(5) 虐待の発生要因 (表8)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の22.9%、次いで「家庭内における経済的困窮（経済的問題）」の17.7%、「虐待者の障害・疾病」の12.5%、「被虐待高齢者の認知症の症状」の9.4%の順であった。

表8 虐待の発生要因 (複数回答)

要因	件数	構成割合 (%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	22	22.9
家庭内における経済的困窮（経済的問題）	17	17.7
虐待者の障害・疾病	12	12.5
被虐待高齢者の認知症の症状	9	9.4
虐待者の精神状態が安定していない	7	7.3
家庭内における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	5	5.2
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	5	5.2
家庭内における（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	4	4.2
虐待者の飲酒の影響	3	3.1
家庭内における経済的利害関係（財産、相続）	3	3.1
被虐待高齢者本人の性格や人格（に基づく言動）	2	2.1
虐待者の介護力の不足や低下	2	2.1
被虐待高齢者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	2	2.1
虐待者の知識や情報の不足	1	1.0
虐待者側のその他の要因	1	1.0
虐待者の理解力の不足や低下	1	1.0

(注1) 発生要因について回答のあった70件の事例を集計

以下、虐待判断事例件数149件を対象に、虐待の内容、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例149件に対し、被虐待高齢者の総数は152人であった。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表9)

「身体的虐待」が75.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が46.1%、「介護等放棄」が25.0%、「経済的虐待」が23.0%であった。

表9 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	114	38	70	2	35	259
構成割合 (%)	75.0	25.0	46.1	1.3	23.0	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者総数152人と一致しない。

(注2) %は被虐待高齢者総数152人に対する割合であるため、100%にならない。

イ 虐待の程度の深刻度 (表10)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が39.5%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が35.5%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は9.2%であった。

表10 虐待の程度の深刻度

	人数	構成割合 (%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	14	9.2
4	4	2.6
3-生命・身体・生活に著しい影響	60	39.5
2	20	13.2
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	54	35.5
合計	152	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表11、表12)

性別では、「女性」が78.3%、「男性」が21.7%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では、「75～79歳」が最も多くなっている。

表11 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人数	33	119	0	152
構成割合 (%)	21.7	78.3	0.0	100.0

表12 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	9	24	39	35	26	19	0	152
構成割合 (%)	5.9	15.8	25.7	23.0	17.1	12.5	0.0	100.0

イ 要介護認定者数（表 1 3）

被虐待高齢者 1 5 2 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 70. 4%（1 0 7 人）であった。

表 1 3 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
未申請	4 3	28. 3
申請中	2	1. 3
認定済み	1 0 7	70. 4
認定非該当（自立）	0	0. 0
不明	0	0. 0
合計	1 5 2	100. 0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 1 4、表 1 5）

要介護認定者 1 0 7 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 28. 0%と最も多く、次いで「要介護 2」が 27. 1%、「要介護 3」が 16. 8%、「要介護 4」が 11. 2%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 75. 7%（8 1 人）であり、被虐待高齢者全体（1 5 2 人）の 53. 3%を占めた。

表 1 4 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	7	6. 5
要支援 2	5	4. 7
要介護 1	3 0	28. 0
要介護 2	2 9	27. 1
要介護 3	1 8	16. 8
要介護 4	1 2	11. 2
要介護 5	6	5. 6
不明	0	0. 0
合計	1 0 7	100. 0

表 1 5 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	6	5. 6
自立度Ⅰ	2 0	18. 7
自立度Ⅱ	4 0	37. 4
自立度Ⅲ	2 8	26. 2
自立度Ⅳ	4	3. 7
自立度Ⅴ	1	0. 9
認知症あるが自立度不明	8	7. 5
自立度Ⅱ以上（再掲）	(8 1)	(75. 7)
認知症の有無が不明	0	0. 0
合計	1 0 7	100. 0

エ 虐待者との同居・別居の状況（表 1 6）

「虐待者とのみ同居」が 51. 3%、「虐待者及び他家族と同居」が 42. 1%で、9 割以上が虐待者と同居であった。

表 1 6 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	7 8	6 4	8	2	0	1 5 2
構成割合 (%)	51. 3	42. 1	5. 3	1. 3	0. 0	100. 0

オ 世帯構成 (表17)

「未婚の子と同居」が32.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」17.8%、「子夫婦と同居」が16.4%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が13.2%で、6割以上が子と同居であった。

表17 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
件数	8	27	50	20	25	21	1	152
構成割合 (%)	5.3	17.8	32.9	13.2	16.4	13.8	0.7	100.0

カ 虐待者との関係 (表18)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が50.3%と最も多く、次いで「夫」が20.0%、「娘」が13.9%の順であった。

表18 虐待者との関係 (複数回答)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	33	2	83	23	6	1	1	11	5	0	165
構成割合 (%)	20.0	1.2	50.3	13.9	3.6	0.6	0.6	6.7	3.0	0.0	100.0

(注) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数149件に対し、虐待者人数は165人であった。

キ 虐待者の年齢 (表19)

虐待者の年齢階級は、「40～49歳」が26.1%と最も多く、次いで「50～59歳」が24.8%、「70歳以上」が20.0%の順であった。

表19 虐待者の年齢階級

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
人数	19	43	41	18	33	11	165
構成割合 (%)	11.5	26.1	24.8	10.9	20.0	6.7	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントした延べ人数

(8) 虐待への対応策

ア 分離の有無 (表20)

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者から分離を行った事例」が51.2%であった。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は39.0%であった。

表20 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	88	51.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	67	39.0
現在対応について検討、調整中の事例	2	1.2
その他	15	8.7
合計	172	100.0

(注) 虐待への対応には、平成24年度の虐待判断事例のうち、平成25年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成25年度の虐待判断事例件数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表 2 1）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が43.2%と最も多く、次いで、「その他」が19.3%、「やむを得ない事由等による措置」が15.9%であった。

表 2 1 分離を行った事例の対応の内訳（最初に行った対応）

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	38	43.2	9
やむを得ない事由等による措置	14	15.9	14
緊急一時保護	10	11.4	6
医療機関への一時入院	9	10.2	2
その他	17	19.3	5
合 計	88	100.0	36

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表 2 2）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が47.8%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が38.8%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が28.4%であった。

表 2 2 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	32	47.8
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5	7.5
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	9.0
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	19	28.4
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	1.5
その他	14	20.9
経過観察（見守り）	26	38.8
合 計	103	—

（注1） 構成割合は分離を行っていない事例における67人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」は7人、「利用手続き中」が1人であり、この8人のうち市町村長申し立ての事例は4人であった。

一方、「日常生活自立支援事業の開始」は5人であった。

（8）虐待等による死亡事例

平成25年度において、「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」はなかった。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成25年度末の状況は、表23のとおりであり、高齢者虐待防止法施行後8年目を迎え、体制整備及び取組が進みつつある。

項目ごとの実施率をみると、「地域包括支援センター等関係者への研修」「成年後見制度の市区町村申立への体制強化」が28市町村(80.0%)と高く、次いで「対応窓口部局の住民への周知」が26市町村(74.3%)と実施率が高かった。

一方、介護保険事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」及び行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組については、9市町村(25.7%)と3割未満であり、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表23 市町村における体制整備等に関する状況(平成25年度末現在)

		実施済み	未実施	24年度実施済み
対応窓口部局の住民への周知 (H25度中)	市町村数	26	9	27
	構成割合(%)	74.3	25.7	77.1
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	28	7	27
	構成割合(%)	80.0	20.0	77.1
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	18	17	22
	構成割合(%)	51.4	48.6	62.9
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	21	14	21
	構成割合(%)	60.0	40.0	60.0
介護保険施設に法について周知	市町村数	17	18	18
	構成割合(%)	48.6	51.4	51.4
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	13	22	12
	構成割合(%)	37.1	62.9	34.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	19	16	22
	構成割合(%)	54.3	45.7	62.9
介護保険事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	9	26	10
	構成割合(%)	25.7	74.3	28.6
行政機関、法律関係者、医療関係者等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	9	26	10
	構成割合(%)	25.7	74.3	28.6
成年後見制度の市区町村申立への体制強化	市町村数	28	7	24
	構成割合(%)	80.0	20.0	68.6
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	10	25	11
	構成割合(%)	28.6	71.4	31.4
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	24	11	20
	構成割合(%)	68.6	31.4	57.1
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	23	12	26
	構成割合(%)	65.7	34.3	74.3
必要なサービスを利用していない高齢者の権利擁護を図るための早期発見の取組等	市町村数	23	12	24
	構成割合(%)	65.7	34.3	68.6

